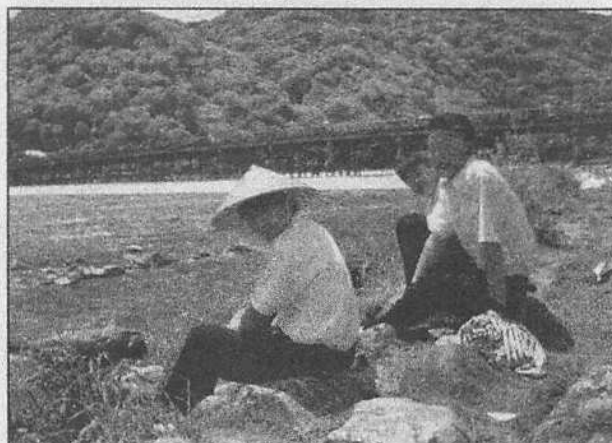
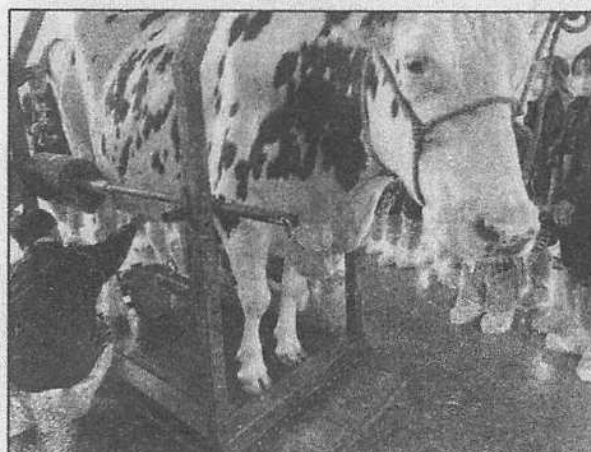
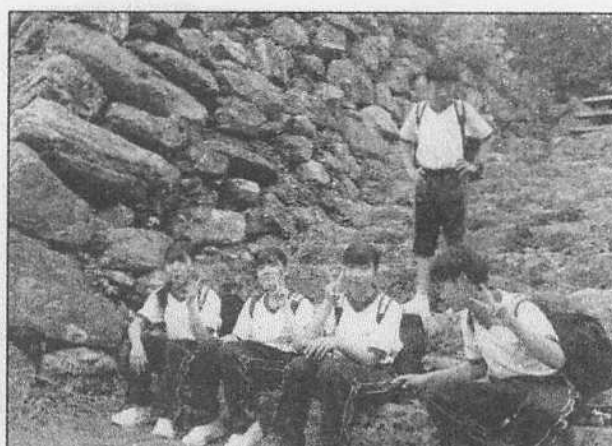


令和6年度
第1回 学校運営協議会

【1年 二俣学習 2年 朝霧野外活動 3年修学旅行】



令和6年5月24日(金)
浜松市立清竜中学校

令和6年度 第1回 学校運営協議会

1 全体会Ⅰ(14:00~14:20)<多目的室>

- ① 日程説明
- ② 会長挨拶
- ③ 校長挨拶
- ④ 新規委員任命書交付
- ⑤ 学校運営協議会参加者自己紹介

学校運営協議会委員

田村 和史 藤井 信男 西田 躬穂 内藤留美子 阿蔵 直子

森下 伸弘 出野 光雄 鈴木 省吾 濱田佳代子

学校支援コーディネーター 野口めぐみ

CSディレクター 渡邊 理保

2 6校時 授業参観(14:20~14:40)

学 級	教 科	授業者	場 所
1-1	社会科	天野 良彦	2階教室
1-2	国語科	玉木由実子	2階教室
2-1	数学科	福田 雄介	4階教室
2-2	理 科	矢部 柚奈	第2理科室
3-1	数学科	金本 浩行	3階教室
3-2	社会科	菅沼 幹保	4階学習室
3-3	英語科	市川 智也	3階教室
4組	生活単元A	鈴木 偉生	3階教室
5組	理 科	犬塚 光彦	3階教室

3 全体会Ⅱ(14:40~16:00)<多目的室>

- ⑥ 浜松市学校運営協議会規則確認
- ⑦ 議長の選出
- ⑧ 前回会議録、令和5年度の協議会自己評価確認
- ⑨ 熟議

(1) 今年度の学校運営方針について

(2) 夢育やらまいか事業に関する意見書について

⑩ 連絡

- ・ 第2回学校運営協議会予定 令和6年 7月10日(水)13:00~
- ・ 熟議の内容について

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度 第4回 清竜中学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年2月20日（火） 14時から16時まで
- 2 開催場所 清竜中学校 多目的室
- 3 出席委員 田村和史、藤井信男、西田躬穂、内藤留美子、阿蔵直子、森下伸弘、出野光雄、鈴木省吾、平野尚美、野口めぐみ
- 4 欠席委員 なし
- 5 学校 野中崇（校長）、嶋田喜守（教頭）、鈴木政晴（CS担当）、湯澤亜湖（CSディレクター）
- 6 教育委員会 堀田洋一（教育総務課）
- 7 傍聴人 なし
- 8 協議事項

- (1) 清竜中学校教育課程学校関係者評価について
- (2) 令和6年度清竜中学校運営方針について
- (3) 防災教育について
- (4) 学校運営協議会の自己評価について
- (5) 夢育やらまいか事業報告

9 会議録作成者 CSディレクター 湯澤亜湖

10 議長の選出

司会から議長の選出について委員に意見を求めたところ、藤井委員より森下委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

11 会議記録

議長から委員総数10人の出席があり、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 清竜中学校教育課程学校関係者評価について

議長の指示により教務から別紙資料に基づき、清竜中学校教育課程学校関係者評価についての説明があった。

委員からは以下の発言があった。

- ・昨年度改善を提案した質問事項について文言の変更がされており、協議会の意義を感じた。（藤井委員）
- ・読書について。学校からもう少し積極的に推進してほしい。（出野委員）
- ・年度末に表彰を行ったり、定期的に図書便りを発行するなどして読書活動を推進している。（教務）
- ・生徒アンケート（学習）について。自己評価が低い傾向が見られるが目標を掴みかねている状態なのではないか。（田村委員）
- ・生徒アンケート（生活）「やりたい・やってみたいことに取り組んでいるか」について。生徒たちが具体的にどのようなことを考え、何をやりたいと思っているのか詳しい実態が分からない。文化発表会等で垣間見える部分もあり、地域住民の知る機会がもっとあってもいいのかもしれない。（田村委員）
- ・福祉教育について。生徒のボランティア活動に関してはどのように募集しているのか。（田村委員）
- ・ボランティア募集のちらし等で周知、紹介をし、必要があれば学校が仲介をしている。ふれあい祭りや図書館等。（教務）
- ・改善策により1年生の宿題の提出率が上がったようだが具体的に何を行ったのか。（平野委員）
- ・中学校入学前に春休みの自主課題を配布して、学習意欲を途切れさせず、やる気を育てられるように取り組んでいる。宿題回収後には教員がしっかりと内容を確認して返却するようにしている。また、少人数での取り出し授業、学習サポート専任の教員がいるため学習意欲の維持に繋がっている。（教務）

- ・家庭学習の予習、復習について生徒はどのように理解しているのか。
(西田委員)
- ・4月の初回授業時に全教科とも予習、復習について具体的に説明をしている。(教務)
- ・各行事や活動について生徒の感想はどのように聞き取っているのか。
(田村委員)
- ・各行事や活動後にアンケートを行っている。教員は活動後に話し合い、反省等を行っている。
(教務)
- ・生徒アンケート(生活)について。昨年よりも今年の方が挨拶の声が大きくなっている実感がある。(森下委員)

(2) 令和6年度清竜中学校運営方針について

議長の指示により、校長より別紙資料に基づき令和6年度清竜中学校運営方針について説明があった。

委員からは以下の発言があった。

- ・研究発表会、創立20周年記念、同窓会について協議会が協力できることはあるか。(藤井委員)
 - ・PTA中心に進めるつもりでいるが、意見や協力をお願いするかもしれない。(校長)
- 協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 防災教育について

議長の指示により、教頭より別紙資料に基づき防災教育について説明があった。また、代表生徒2名も熟議に参加した。

グループごとに話し合い、以下の発言があった。

- ・安否確認方法を家族で話し合うことが必要。
- ・応急手当、炊き出しの方法を学んでほしい。
- ・備蓄品の保管場所を生徒が知らない。
- ・中学校が使用できない状況も考えられるため、他に安全な場所を確認しておくことが必要。
- ・消防士から防災について学ぶ機会があっても良い。
- ・避難場所で生徒に何ができるのか考えていく。

(4) 学校運営協議会の自己評価について

議長の指示により、藤井委員より別紙資料に基づき学校運営協議会の自己評価について説明があった。

委員からは以下の発言があった。

- ・評価項目3の「十分な情報発信」についてどのように行うのか。
(藤井委員)
- ・他の学校ではCS便りを発行している例もある。(野口委員)
- ・清竜中学校では学校便りにて協議会活動の発信、報告を行っている。また、学校ホームページ上にて議事録等も閲覧できるようになっている。改めて学校便りにて発信、周知できるようにする。(教頭)

(5) 夢育やらまいか事業報告

議長の指示により、教頭より別紙資料に基づき夢育やらまいか事業報告について説明があった。

部活動の結果を称揚する横断幕の掲示場所について、浜松市の条例により来年度再度検討が必要になるため、次期の課題とする旨の報告があった。

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項等

- ・司会から次回会議は、令和6年5月24日(金)14時から多目的室で開催する旨の報告があった。

以上

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(清竜中)学校運営協議会長

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 7つの重点項目を中心に協議することができた。
- 特に力を入れている「ICTを効果的に活用した授業改善」については、実際に委員自身がタブレット端末を操作する場を設けたことで、より理解を深めることができた。
- 基本方針の詳細について学校より具体的な数値をもとにした説明があったため、理解することができた。
- 天竜高校福祉科との連携など新しい動きが出てきている。
- 協議会開催のたびに基本方針を確認してから熟議に入るといいのではないか。
- 自身の子供が在籍していた頃とは学校生活が大きく変化しており、現状把握に努めるという部分もあった。

＜評価項目2＞ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- 伝統芸能の伝承についての取り組みは、以前の活動の様子を知っている委員が数名いたため、学校にとってどのような活動をすれば教育的効果があるか方向性を示すことができた。
- 伝統芸能の伝承について、浜松市文化財課職員の説明を受けることにより一歩前進した話し合いができた。
- 部活動の結果を称揚する横断幕の掲示場所について、具体的な話し合いができた。
- 会議終了時やさくら連絡網で次回会議の熟議事項を知ることができたため、学校運営方針と併せて確認しながら会議に参加することができた。
- 防災教育について、地域連携の観点からも話し合いができた。
- 読み聞かせ活動の際に、いつも静かに聞いてくれる生徒たちから、地域の人に対する敬意を感じる。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 「清竜中便り」を通して地域住民に知らせることができた。
- CSコーディネーターの努力により、部活動の結果を称揚する横断幕の掲示場所を確保することができた。
- 十分な情報発信とまでは言えないが、家族や地域の集まり等で、学校の取り組みや現状を話題にすることが増えた。
- 情報の共有はできていても発信は十分でなかった。発信方法についてさらに学んでいきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- 市教育委員会の教育研究発表、創立20周年記念について主体的に考えて協力できるようにする。
- 情報発信方法を検討する。
- 保護者の学校への関わり方を検討する。
- 清竜中学校区のCSコーディネーター連絡会を開催することができた。小学校、中学校と情報共有して、協議会の活動を地域へ広報できるようにする。

令和5年度 清竜中学校 評価シート

P(計画)

D(実施)

C(評価)

説明責任

A(改善)

自己評価

【児童生徒の学力状況】

項目	優れている点	伸ばしたい点
【キャリア教育の基礎的汎用的能力】①かかわる力 ②見つめる力 ③挑戦する力 ④つなげる力		
学習意欲	・3分前入室・2分前着席・1分前黙想の習慣が全校で身に付いており、落ち着いた態度で授業に取り組む。 ・まじめに授業に取り組み、言われたことは素直に受け入れる。	・見通しや目的意識を持つ力 【キャリア④】 ・自主的、自発的に取り組む力 【キャリア②】 ・学習課題をもって、計画的に進めていく力 【キャリア③】 ・計画的に地道に取り組む力 【キャリア④】
言語活動表現力	・正しい言葉遣いで相手に自分の考えを伝えることができる。 ・小集団での話し合い活動に積極的に参加することができる。	・他者とかかわり、コミュニケーション能力を高め合おうとする力 【キャリア①】 ・順序よく考え、論理的に説明する力 ・タブレットで自分の考えを書いたり、意見交換したりする力 【キャリア①】
家庭学習	・与えられた学習課題は概ね期日を守って取り組むことができる。	・身につく家庭学習の習慣づけ ・自己の目標を掲げて、計画的、継続的に学習する姿勢 【キャリア④】

【達成目標】 * 数値目標

- キャリア教育の推進・・・自分らしい生き方を追究していく要素となる「基礎的・汎用的能力」を身に付ける
 - ★将来について考え、「やりたいこと、やってみたいことに取り組む」生徒 90%
 - ★命の大切さ、社会のきまりを理解する生徒 100%
- 学力保障・・・なぜ学ぶのかを意識し、自らの思いや考えを素直に表現できる生徒を育てる
 - 「主体的・対話的で深い学び(校内研修)」の工夫
 - ・与えられた課題に対してまじめに取り組むことができる生徒 95%
 - ・授業の中で、積極的に自分の意見を発言できる生徒 80%
 - ・先生や友達の話真剣に聞くことができる生徒 100%
 - ・知りたい、やってみたい、できるようになりたいと思う授業をしてくれる先生 100%
 - ・学習活動の中で、話し合い活動を取り入れた授業をしてくれる先生 100%
 - 個に応じた学習相談
 - ・家庭学習では宿題にしっかり取り組む生徒 90%
 - ・勉強が分からないとき、手助けしてくれる先生 100%

【学力向上に向けての各教科での具体的な取り組み】

- <学習意欲>導入・発問の工夫、タブレット端末を活用した交流活動、すべての生徒が参加できる授業の工夫。
- <表現力>テーマに迫るまとめ活動、聞く人を意識した発表会の実施。
タブレットで自分の考えを短文に書き留め、それをもとに意見交換できる場の設定。
- <言語活動>TT・取り出しを有効活用した、小集団での話し合い活動や集団討論の実施。
- <家庭学習>年度始めの教科オリエンテーション、定期テストごとの取組への反省と振り返り。

【全国学力・学習状況調査の結果から評価(3年)】

- <国語>・15 問出題の正答数は全国平均、静岡県平均並み。
・「書くこと」のうち記述式が 10 ポイント以上弱く、書くことを苦手としている。
- <数学>・15 問出題の正答数は全国、県をやや下回る。
・知識・技能に優れ、思考・判断・表現は 15 ポイント下回る。
- <英語>・17 問出題の正答数は全国、県を上回る。「聞く」「読む」に強く、「書く」特に記述式に弱い。

【浜松市定着度調査の結果から評価(2年)】

- <国語>・文章にあった資料を選び、資料からの情報を踏まえて自分の考えを述べる事ができた。ただ問題文で提示されている条件を読み落としている生徒が多い。
- <数学>・文章を読み取る読解力が必要だが、意図が読み取れず勘違いをした解答が多い。また的確な表現で説明できない。
- <英語>・文構造が理解できている生徒は多い。冠詞や三単現のsなど細かなミス、的確な表現ができない。

将来について考え、やりたいことに挑戦している	76% ↑
命の大切さ、社会のきまりを理解している	96% ↑
与えられた課題に対して、まじめに取り組んだ	86% ↑
授業の中で積極的に自分の意見を発言できた	57% ↓
知りたい、できるようになりたいと思う	94% ↑
先生は勉強が分からないときは手助けをしてくれる	94%
家庭学習では宿題にしっかり取り組んでいる	74% ↓

※矢印は昨年度からの比較を表す

学校関係者評価 (学校運営協議会)

- アンケート結果の細部にわたる分析で生徒や保護者の実情がよく分かる。
- 昨年度「夢を持ち将来を考える」のアンケート改善を提案したが「やりたいこと、やってみたいことに取り組んでいる」に変更した結果が良くて安心した。
- 読書の結果が年々悪くなっていて気になる。読書活動の充実が図れるようにできると良い。
- 家庭学習、予習復習、積極的な授業参加の結果が上級生ほど良くないのは「現状のままでいい」という意志の弱さの表れなのか。
- 防災教育の充実が必要。地域人材も活用していけるとよい。

【3年間を見通した改善策】

- ◎授業が尻切れにならないように、1時間の授業ごとにまとめと振り返りの活動を行い、個々の課題を意識付けさせる。
- ◎特に書く活動での個人差が大きいので、代わりにタブレット入力などの手法も取り入れてみる。
- ◎学習形態を工夫し、生徒同士が学び合う授業を工夫する。取り出し・入り込み・難易度別の課題設定による個別支援の充実。

【1, 2年生の改善策】

- ◎出題意図、問いの内容を理解できるようにするために、日々の授業で課題提示の表現を工夫する。
- ◎「書く」活動の弱さを克服するために、必要な語を用いた短文づくりの機会を増やし、粘り強く個々に添削指導を行う。
- ◎個→集団の後、個へ戻して根気強く取り組む機会を設定する。難易度別の課題を準備する等。

【改善策】

- ◎自分の成長を感じ、今の活動が未来に繋がっていることが意識できるような振り返り活動を設定する。
- ◎できるようになりたいという気持ちが成果となって表れ、達成感を味わえるような機会を設定する。
- ◎タブレットを使った発言、そこから広げた話し合いなど、発信に自信が持てる機会を増やす。
- ◎家庭学習の内容、質を見直し、定着に繋げる。

改善策

- 「相談しやすい先生」「勉強を助けてくれる学校」の数値が上がっている。今後も信頼を得られる学校づくりに向け、継続して取り組む。
- ICTを活用しつつ積極的な授業参加ができる授業改善に取り組む。
- 「自分の未来」「地域の将来」に繋がる、福祉・防災・職業体験をCSの協力を得ながら充実させていく。
- 読書活動の低下に歯止めをかけられるような取組を模索していく。

- 【校 訓】 和をもって 賢く 遅しく
- 【学校教育目標】 温かくかかわり 遅しく前進する
- 【目指す生徒像】 人との温かなかかわりを大切にした生徒
好きなことに集中して取り組み 課題に向かって挑戦する生徒
丈夫な身体と心をつくり、チームワークでつながる生徒

【5つの重点項目】

1. ICTを効果的に活用した授業改善 ～R5, R6 浜松市教育研究校の指定を受ける～
2. いじめ防止基本方針 ～見逃しゼロ、積極的認知、組織で対応～
こころの相談室開設 ～スマートフォンを利用して相談申込やチャット相談が可能～
3. 個に応じた支援の充実 ～まなびの教室「きよたつルーム」、外国人指導～
4. 福祉教育・防災教育・情報モラル講座 ～出前講座や実演習を取り入れる～
5. 生徒会を中心とした生徒主体の取組 ～学校生活の見直しや校則について考える～

令和6年度 学校行事一覧

	1年生	2年生	3年生
1学期	入学式 遠足	野外活動(朝霧高原)	修学旅行(京都・奈良)
	対面式・避難訓練・交通安全教室・薬学講座 学年道徳・生徒総会・部活動壮行会・生徒会長選挙		
2学期	体育大会・文化発表会・研究発表会 新人戦壮行会・生徒総会・学校保健委員会・防災講座 こころと命の授業		
	福祉体験学習	職場体験学習	
3学期			高校入試
	3年生を送る会		
	修了式	修了式	卒業式

令和6年度 学校経営方針

<浜松市立清竜中学校>

【校 訓】 和をもって 賢く 逞しく



4 中学校の統合 H17.4.1 ～本年度 20 周年記念

校章

4 小学校（熊、上阿多古、下阿多古、二俣、その他）からの入学

⇒ お互いの心が通い合い、協力すること・・・統合の礎

（※ スクールバス通学 58 名、タクシー 1 名）



【学校教育目標】 温かくかかわり 逞しく前進する（生徒の育成）

○清竜中学校での教育活動を通して、気持ちのよいあいさつ、感謝の心、思いやりの心を大切にできる大人へと成長して欲しい。

○自分の将来に向け、目標とする学力や職業観、自分を向上させる前向きな姿勢や考え方を身に付けて欲しい。（キャリア教育）

【目指す生徒像】

<徳育：和をもって> 人との温かなかかわりを大切にする生徒

<知育：賢く> 粘り強く課題に挑戦する生徒

<体育：逞しく> 丈夫な体と心を鍛え、チーム清竜で前進する生徒

【学校経営構想】

〔経営の理念〕 生徒と教職員の良さが輝き、笑顔と温かさのある学校づくり
（一人一人を大切にする学校風土・人間性と基本的生活習慣の徹底）

〔経営の基盤〕

○第3次浜松市教育総合計画 後期計画（はままつ人づくり未来プラン）

○学習指導要領の定着

○地域・保護者の願い

○発達支援教育の理念

○浜松市教員育成指標にそった教職員を目指す

〔経営の重点〕

- 1 学力保障・・・目標と指導と評価の一体化を図り、教師の授業力向上を目指す
ことで子供の資質・能力を育てる。
（分かる授業・できるようになる授業、教育のDX）

☆「主体的・対話的で深い学び」校内研修との連携

(1) 各教科での先を見通した単元構想・単元計画の作成

(2) 1 時間にひと工夫

①基本的学習習慣の徹底

②ICTを効果的に活用した授業改善（令和5・6年度 浜松市研究指定校）

③個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

④教材教具・資料等の工夫

⑤個に応じた学習相談（外国人指導・取り出し指導）

⑥教師間の授業参観

- 2 生活・健康教育・・・学校における生徒・職員の心身のケアに努める。健康の保持増進を図るために、疾病予防や命の大切さ、性に関する理解を育み、健康で逞しい生徒を育てる。

☆生徒指導は、前始末、スピード感、誠意、組織で対応。

報告・連絡・相談 一人一人の存在感、居場所づくりの確保。

(1) 子供に寄り添い、温かくかかわる生徒指導。 伴走者。

① いじめ防止基本方針に則り、「いじめ見逃しゼロ、積極的認知、組織で対応」を心掛ける。いじめが起きにくい 許さない学校風土づくり。

② 個別に支援が必要な生徒にきめ細かな指導を心掛ける。

不登校生徒（まなびの教室 きよたつルーム）外国人指導など。

③ SC や SSW、医療・福祉との継続した協力体制を構築。

(2) 継続した感染症対応。体調管理を徹底し、自分の身体は自分で守る。

(3) 毎月の健康教育の日を有効に活用し、成長期の適正な食事や運動や睡眠の向上を図る。

- 3 キャリア教育の推進・・・全教育活動を通して自己を見つめ、より良い集団づくりに取り組み、自分の役割を果たし、自分らしい生き方を追究していく能力を育てる。

本年度も生徒の実態から「人間関係形成・社会形成能力」と「課題対応能力」を育むことに重点を置く。

(1) 人間関係形成・社会形成能力【かかわる力】

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを伝えることができる。自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。

(2) 課題対応能力【挑戦する力】

自らが行うべきことに意欲的に取り組む上で必要な力、よりよい生き方をしていくために従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進めていく力。生徒会を中心とした生徒主体の活動を取り入れる。

(3) 特別活動、総合学習、各教科で【見つめる力】・【つなげる力】を意識させていく。 【福祉教育・職場体験学習・伝統芸能等】

- 4 教育環境整備・・・生徒を取り巻く生活環境を整えていく。

(1) 自分の力を伸ばし、発揮できる環境をつくる。

① 整理整頓された校内と安全で衛生的な施設。

② 必要な情報や豊かな感性を引き出す掲示物づくり。

(2) かかわり合い、認め合い、伸ばし合える環境づくりを心掛ける。

① 心温まる言葉遣いや態度、よさを認め合える信頼関係の構築。

(3) 災害等に対する防災対策を整備する。

① 学校・家庭・地域・行政の連携による危機管理体制の構築。

② 人命を最優先した対応マニュアルの整備。

③ 地域と共に自助、共助の大切さを学ぶ防災教育。（講座や演習）

④ 学校の危機管理。（校内外の事故・健康管理・自然災害・不審者侵入等）

5 社会に開かれた学校づくり・・・教育活動の成果や情報を積極的に地域に発信し、地域の人材や文化等を知り活用する。

- (1) 学校運営協議会【コミュニティスクール】、PTA、健全育成会において持続可能な取組を心掛け、社会に開かれた教育課程を目指す。
- (2) さくら連絡網、ホームページ、学校・各学年だより等を活用し、生徒の諸活動や行事に取り組む姿を積極的に知らせていく。発信力。

6 チーム力強化・・・全職員が経営参画意識を高く持ち、目標の共有化と役割の明確化を進め、目標達成に向かって協調・協働する。

職場の心理的安全性を図る。(ストレスをためない、風通しの良い職員室)
組織の中で自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる状態のこと。

- (1) 「チーム清竜中」として、全職員が同じ目標に向かい、職員のやりがいを感じるような学校づくりを意識し合う。様々な立場の職員(SC、SSW、非常勤・支援員・シルバー用務員)がいる。合い言葉は、「清竜中の生徒のために」
- (2) 学校が一つになって前進・進化する機運を盛り上げる。
各学期:「①自己目標」・「②自己挑戦」・「③自己実現」
活動ステージ:「①基本」・「②団結」・「③協調」・「④克己」・「⑤自主」・「⑥感謝」
6ステージを教師が理解し、生徒にも意識づけさせる。

7 働き方改革・・・国の改革方針に則った浜松市教育委員会が示す方針を受け、必要な業務に集中できる学校指導体制を構築し、教育の質の向上を図る。

- (1) 学校の経営方針や重点目標を明確化する。
- (2) 継続的に行われてきている学校行事等や教職員の業務の効率化を図り、教育計画全体において相乗効果のある業務の軽減化を推進する。
- (3) 教育効果を高める効果的な組織を構築し、校内分掌のバランス化を図る。
教育課程外の活動について、教育課程内の教育活動の充実を優先した評価と見直しを行い、学校体制でスリム化を図る。
- (4) 持続可能な部活動運営のための段階的な地域移行への転換を進める。
今後、浜松市より地域移行に向けての具体案が示される予定。



〔校訓〕

和をもって 賢く 逞しく

【学校教育目標】

温かくかかわり
逞しく前進する生徒の育成

〔第3次浜松市教育総合計画 はままつづくり未来プラン〕
「市民協働による人づくり」「未来創造への人づくり」

自分の夢や目標に向かって挑戦する力
自分らしく生きていくために
必要な基礎的な能力・態度【キャリア教育】

目指す生徒像

- ☆（知育）和をもって・・・かかわる力 人との温かなかかわりを大切にする生徒
- ☆（徳育）賢く・・・挑戦する力 好きなことに集中して取り組み課題に向かって挑戦する生徒
- ☆（体育）逞しく・・・つなげる力 丈夫な体と心をつくり、チームワークでつながる生徒

自分の成長が実感できるキャリア教育の推進

- 教科学習・・・ICTを効果的に活用し、自分の思いや考えを伝え合える活動
- 道徳教育・・・道徳科の実践 ⇒ 重点指導項目の理解・伸長
「希望と勇気、克己と強い意志」「相互理解、寛容」「生命の尊さ」
- 特別活動・・・心の居場所となる集団・行事 ⇒ 「所属感」「感動」「思いやり」
- 総合学習・・・ふるさと清竜から未来へ「主体的、協働的に地域にかかわる」
- 1年生「地域に生きる」＝地域学習、伝統芸能、福祉体験
- 2年生「未来に生きる」＝地域での職場体験
- 3年生「国際社会に生きる」＝SDGs 提言発表

一人一人の生徒
を大切にする
教職員集団

教師の心得

- ◇情熱と使命感
- ◇心に寄り添い愛情を注ぐ
- ◇専門性と教科指導力
- ◇チームワークフットワークネットワーク

感動や達成感
を実感する
教育課程

大切にする取組

- ◇「防災教育」「福祉教育」「愛校心」
- ◇SDGsを意識した取組
- ◇心を通わす生徒指導教育相談

- 第1ステージ 生活・学習のきまり
- 第2ステージ 目標に向け協力
- 第3ステージ 感動体験
- 第4ステージ 基本の再確認
- 第5ステージ 白王
- 第6ステージ 感謝

目指す学校像

- 「ありがとう」がこだまする学校づくり
- 丁寧に教え、温かくかかわり、支え合える学校
- 子供の自立を促せる学校
- 保護者から信頼される学校
- 地域から愛される学校
- 教職員が自分の思いを語れる学校

家庭・保護者

地域・機関

人権教育・命の教育・命の尊厳

学校は楽しい場所であって、一人一人の存在感を確かめ合う場所

地域・社会との連携による人間的成長

清竜中 PTA＋学校運営協議会＋清竜中校区青少年健全育成会

◇ 幼・小・中の交流・連携

「自分のよさに気づき、他者とのかかわりを大切にし、夢に向かって努力する子」

(様式1)

令和6年5月27日

浜松市立清竜中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 田村 和史 様

浜松市立清竜中学校運営協議会
会長 藤井 信男

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月24日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

清竜中学校は、本年度設立20年目を迎える。そこで、文化発表会において、普段触れることのできないプロの演奏家を招くことで、生徒の情操を豊かにするだけでなく、文化発表会をより充実していくべきである。

令和 6 年5月24日

令和 6 年度 学校運営協議会計画

	日時	内容
第1回	5月24日(金)14:00~	・授業参観 ・令和6年度の学校運営方針について ・意見交換(授業参観の感想、日頃の生徒の様子など)
第2回	7月10日(水)13:00~	・授業参観 ・部活動の地域移行について
第3回	11月25日(月)14:00~	・授業参観(道徳) ・研究指定校発表と授業参観意見交換(授業参観の感想など) ※研究発表会日時 11月13日(水) 2校時、3校時授業公開予定
第4回	2月20日(木)14:00~	・清竜中学校教育課程の学校関係者評価 ・令和7年度 学校運営の基本方針、教育課程について ・学校運営協議会の自己評価